

大分市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

大分市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接な連携を図ることにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 地域の安全・安心に関すること。
- (2) 健康・福祉に関すること。
- (3) スポーツ振興に関すること。
- (4) 空き家対策に関すること。
- (5) その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 甲及び乙は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める連携事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者による事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和元年12月19日

甲 大分県大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長

佐藤樹一郎

乙 大分県大分市都町1丁目1番19号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

大分支店 支店長

山本泉